

附属書五（第六章関係） サービス提供者の資格の承認

第一条 適用範囲

この附属書の規定は、一方の締約国による措置であつて、いずれかの締約国の自然人により他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認することに関連するものについて適用する。

第二条 承認の手續

一方の締約国がサービス提供者に対する許可又は資格証明を与えるための要件を課する場合には、当該一方の締約国は、次の条件を満たす手續を採用し、又は維持する。

(a) 他方の締約国において得られた教育若しくは経験又は満たされた要件を承認するよう求めるいずれかの締約国のサービス提供者の要請に対し、当該一方の締約国が妥当な考慮を払うこと。

(b) 当該一方の締約国が申請に不備があると判断する場合には、承認を要請したサービス提供者に対し、当該一方の締約国がその不備を通知すること。なお、当該一方の締約国により申請が不適格であると判断されたサービス提供者に対し、当該サービス提供者が承認を得るための方法を少なくとも一つ提供す

るよう、当該一方の締約国は努める。

注釈 承認を得るための方法には、当該一方の締約国において資格若しくは免許を有する自由職業家の監督の下で追加的な経験を得ること、特定の分野において追加的な学術上の研修若しくは試験を受けること又は語学試験を受けることが含まれるが、これらに限らない。

第三条 情報の提供

1 一方の締約国は、次の事項に関する情報（関係する法的根拠への言及を含む。）を他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて提供する照会所を指定する。

(a) 少なくとも規制されたサービスに関して、免許の取得、更新若しくは保持のための要件及び手続又は資格要件

(b) 前条の規定に従って承認を要請するための手続であって、サービス提供者が利用可能なもの

2 一方の締約国は、そのような照会所の連絡先の詳細を他方の締約国に提供する。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、前条に規定する自国の手続に関する協議を行い、及び承認に関する情報を提供する。

第四条 資格の承認

一方の締約国は、特に自由職業サービスの分野において、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の関連する基準の全部又は一部を適用する上で、自国の領域内の権限のある当局及び専門機関に対し、特に同等性に基づいて他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認するよう奨励する。